



労働慣行と人権方針

三好化成グループは、事業活動を行うすべての国の法律、規制、基準を遵守します。

本方針は、私たちの従業員が互いに尊重しつつ倫理的な職場環境で働く権利を保証することを目的としており、すべての従業員に適用されます。

三好化成グループは特に：

- すべての従業員と就職志願者が公平に処遇されることを保証し、人種、宗教、肌の色、出自、性別、性的指向、障害、年齢、出身民族、社会的地位、または政治的意見などを理由として差別をしません。
- 脅迫や強制を含む、あらゆる種類の肉体的、心理的または言葉によるセクハラ・パワハラなどの不正行為を禁止します。
- 当該地域の法定年齢以下の児童労働を行いません。
- 最低賃金、残業時間等を含む賃金や勤務時間に関するすべての法律を遵守します。従業員は成果に応じて公正に評価され、定期的にかつ滞りなく報酬が支払われます。
- 従業員の団結権、および従業員が代表者を選出する権利などについて、その地域毎の法律を遵守します。代表者は、差別や報復を恐れることなく、職場の課題解決にむけて意見を共有することができます。
- あらゆるリスクを評価・管理し、危険を最小限に抑え、従業員に安全性を意識した行動を奨励することで、すべての従業員に対し安全で健康的な職場環境の提供に努めます。



- 従業員トレーニングプログラムを通して、従業員の才能、スキルの向上を図り、問題解決と労働慣行の改善に積極的に取り組みます。

人事管理者、安全衛生管理者、またはこれらに関連する担当者は、この方針を理解し遵守する責任があります。

この方針は、毎年、または必要に応じて見直されます。

2019年5月制定